



●国民健康保険課 kokuho@city-ishikari.hokkaido.jp

市民の声を 活かす条例 審議会のうごき

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板(あい・ボード)、市役所情報公開コーナー、石狩市ホームページ、北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●11月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
1	第2回情報公開・個人情報保護審査会(情報管理課)	①個人情報保護条例(自己情報の利用停止請求権等)及び情報公開・個人情報保護審査会条例(秘密保持に係る委員の罰則)の改正について(諮問) ②土地台帳情報の農地基本台帳への活用について(諮問) ③訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについて(諮問)	公開	0
9	第2回社会教育委員の会議(社会教育課)	平成16年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付についての意見聴取～2次募集分～(諮問)	公開	0
10	第1回使用料・手数料等審議会(企画財政課)	①開発行為許可申請等手数料の新設について②学校開放使用料(緑苑台小学校)の新設について	公開	0
16	第4回環境審議会(環境課)	地球温暖化対策推進計画(案)について	公開	1
17	第3回文化財保護審議会(文化財課)	市指定文化財旧長野商店の移築活用について	公開	0
17	第5回社会福祉審議会(児童福祉部会)(福祉総務課)	石狩市次世代育成支援計画骨子(素案)について	公開	2
18	第4回水道事業運営委員会(業務課)	①広域化施設整備事業の再評価について(諮問) ②平成17年度水質検査計画の策定について	公開	2
19	第2回石狩浜海浜植物保護センター運営委員会(石狩浜海浜植物保護センター)	①平成16年度石狩浜海浜植物保護センター活動中間報告②平成16年度地域交流事業ハママツウフ交流会参加報告③海浜植物保護地区への立ち入り防止対策について④平成15年度活動報告書について	公開	0
26	第2回社会福祉審議会(福祉総務課)	①「高齢者福祉施策のあり方」について②福祉3計画(「地域福祉計画」「次世代育成支援計画」「障がい者計画」)素案の概要	公開	2
30	第1回生活安全推進協議会(市民生活課)	①平成15年度生活安全モデル地域事業推進に係る報告について②平成17年度生活安全モデル地域事業の推進について	公開	0
30	第5回石狩市教育プラン後期基本計画策定委員会(地域教育推進室)	後期基本計画策定に係る具体的施策の検討について	公開	1
	石狩地区介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(11月中7回開催)	非公開	一

企画調整課 国企画調整課 72-3161

kikaku@city-ishikari.hokkaido.jp

【石狩市国民健康保険の適用除外となる方】

① 健康保険法の規定による被保険者

- ・ 船員保険法の規定による被保険者
- ・ 國家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法または私立学校共済組合法に基づく共済組合の組合員
- ・ 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- ・ 右記①被保険者の被扶養者
- ③ 生活保護法による保護を受けている世帯

石狩市において外国人登録法に基づく登録を受けた方であり、かつ原則として出入国管理及び難民認定法(入管法)の規定による在留資格をもつて本邦に在留する方で1年以上の在留期間を決定された方とします。

従つて、在留資格を有しない、いわゆる不法滞在の外国人については、国民健康保険の適用対象とはなりません。

20歳は成人として社会から活躍が期待されるとともに、国民新成人の皆さんへ

年金加入のスタートの年でもあります。

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになります。自営業者・学生などは第一号被保険者に、サラリーマン・公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を約束してくれる年金制度であります。年金額は物価スライドし、何

歳まで生きようとも生涯にわたり支給されるので安心です。

【国民年金とは】

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで障害が残つたり、一家の支え手が亡くなられたときにも年金を支

給し、思いがけない人生の「万二」もサポートします。

加入の手続きは、第一号被保険者は市役所で、第三号被保険者は配偶者の勤務先などを経由して行います。第二号被保険者は厚生年金保険などの手続きに合わせて行うので、個別の手続きは必要ありません。

第一号被保険者、第三号被保

問合せ 国民健康保険課

72-3123

【石狩市国民健康保険の適用除外となる方】

石狩市において外国人登録法に基づく登録を受けた方であり、かつ原則として出入国管理及び難民認定法(入管法)の規定による在留資格をもつて本邦に在留する方で1年以上の在留期間を決定された方とします。

従つて、在留資格を有しない、いわゆる不法滞在の外国人については、国民健康保険の適用対象とはなりません。

新成人の皆さんへ

年金加入のスタートの年でもあります。

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになります。自営業者・学生などは第一号被保険者に、サラリーマン・公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を約束してくれる年金制度であります。年金額は物価スライドし、何

歳まで生きようとも生涯にわたり支給されるので安心です。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになります。自営業者・学生などは第一号被保険者に、サラリーマン・公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、

やがて必ず訪れる長い老後の収入を約束してくれる年金制度であります。年金額は物価スライドし、何

歳まで生きようとも生涯にわたり支給されるので安心です。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

【石狩市国民健康保険の適用除外となる方】

石狩市において外国人登録法に基づく登録を受けた方であり、かつ原則として出入国管理及び難民認定法(入管法)の規定による在留資格をもつて本邦に在留する方で1年以上の在留期間を決定された方とします。

従つて、在留資格を有しない、いわゆる不法滞在の外国人については、国民健康保険の適用対象とはなりません。

新成人の皆さんへ

年金加入のスタートの年でもあります。

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになります。自営業者・学生などは第一号被保険者に、サラリーマン・公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、

やがて必ず訪れる長い老後の収入を約束してくれる年金制度であります。年金額は物価スライドし、何

歳まで生きようとも生涯にわたり支給されるので安心です。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになります。自営業者・学生などは第一号被保険者に、サラリーマン・公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

【石狩市国民健康保険の適用除外となる方】

石狩市において外国人登録法に基づく登録を受けた方であり、かつ原則として出入国管理及び難民認定法(入管法)の規定による在留資格をもつて本邦に在留する方で1年以上の在留期間を決定された方とします。

従つて、在留資格を有しない、いわゆる不法滞在の外国人については、国民健康保険の適用対象とはなりません。

新成人の皆さんへ

年金加入のスタートの年でもあります。

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになります。自営業者・学生などは第一号被保険者に、サラリーマン・公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

国民年金は、國が責任を持つて運営する公的年金制度です。

日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになります。自営業者・学生などは第一号被保険者に、サラリーマン・公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

【国民年金は人生の「万一」もサポート】

年金加入のスタートの年でもあります。

【石狩市国民健康保険の適用除外となる方】

痴ほう症者介護者交流会

痴ほう症の介護方法や対応について経験談など話し合う集い。

対象 痴ほう症状のある方を介護しているご家族

日時 1月27日(木)10時～11時30分

場所 りんくる

※ご本人を置いて出席できない方はご相談ください。

申込・問合せ ケアサービス担当

当面 72・6124

街頭献血

日時・場所 1月28日(金)14時30分～16時30分

会場 キー花川南店

問合せ 市献血推進協議会

日時・場所 1月28日(金)14時30分～16時30分

会場 エルプラザラツ

骨の健康アップヤングコース

骨の健康度チェックと講話、

調理実習、運動を行います。

対象 18～39歳の女性で運動制限のない方、出産経験がある方過している方

日時 曜(全4回)10時～12時

のみ9時から時間予約制

場所 日2月3日～24日の毎週木曜(全4回)10時～12時

の申込締切

定員 20人(応募多数時選考)



●健康づくり課 kenkou@city-ishikari.hokkaido.jp
●国民健康保険課 kokuhoh@city-ishikari.hokkaido.jp

費用 200円(託児の場合、1人につき保険料500円別途)

申込締切 1月21日(金)

その他 6月に参加された方は、ご遠慮ください。疾病等で運動が不適切と思われる方は、参加をお断りする場合があります。

申込・問合せ 保健サービス担当

当面 72・3124

こころの健康相談(予約制)

不眠・引きこもり・統合失調症などの本人や家族の悩みに専門家が相談に応じます。

申込・問合せ 道央肝炎友の会事務所

当面 72・3124

肝がん検診

不眠・引きこもり・統合失調症などの本人や家族の悩みに専門家が相談に応じます。

申込・問合せ 江別保健所石狩支所(花川北7・1)

当面 74・1142

国民健康保険税の未納はありませんか

第7期の納期限は平成17年1月31日(月)です。納期限までに忘れず納税してください。

申込・問合せ 国民健康保険課

当面 72・3123

国民健康保険の被保険者について

被保険者とは、保険の利益を受ける方のことです。

国民健康保険法では、『第5条

市町村又は特別区(以下単に「市町村」という)の区域内に住所を有する者は、該当市町村が行う

国民健康保険の被保険者とする』と明記しています。このことか

ら、石狩市の被保険者となる方

は石狩市内に住所を有し、一定の適用除外の規定(国民健康保

法第6条)に該当しない限り、

本人の意思にかかわらず、強制的に石狩市が行う国民健康保

の被保険者となります。

申込期間 1月20日(木)～27日(木)
申込・問合せ 道央肝炎友の会事務所

申込・問合せ 011・685・0268

申込・問合せ 佐々木さん
TEL/FAX 72-4784

保険・年金

検診内容 超音波検査、血液検査、肝臓病専門医による療養相談など。

場所 幌市中央区南4西10

日時 14時

日時 2月5日(土)、6(日)9時～

対象 タン

骨の健康度チェックと講話、

調理実習、運動を行います。

対象 18～39歳の女性で運動制限のない方、出産経験がある方過している方

日時 曜(全4回)10時～12時

の申込締切

定員 20人(応募多数時選考)

第8回 石狩市民体育大会冬季大会日程

開(財)石狩市体育協会 64-1220

屋外種目

種目	期日	種別	場所	申込締切	参加料	問合せ先
スキー	1月23日(日)	大回転 ①一般男・女(年齢別) ②ジュニア ※注	手稲オリンピア	1月14日(金)	1,050円(1人)	斎藤さん TEL/FAX 72-4784

屋内種目

四面ミニバレー	2月20日(日)	一般(個人参加)	B&G海洋センター	2月5日(土)	1,000円(1人)	大川さん TEL 73-7805
---------	----------	----------	-----------	---------	------------	---------------------

室内冬季大会

ソフトボール	2月27日(日)	一般(募集チーム数6チーム)	サン・ビレッジ	定数になり次第締切	2,000円(1チーム)	佐々木さん TEL 72-3169
ソフトテニス	1月23日(日)	一般男女・壮年	サン・ビレッジ	1月17日(月)	1,000円(1人)	吉田さん TEL 72-3165
テニス	3月20日(日)	一般男女	サン・ビレッジ	3月4日(金)	1,000円(1人)	渡辺さん TEL 74-9775 juken@seagreen.ocn.ne.jp
ゲートボール	3月7日(月)	一般	サン・ビレッジ	2月28日(月)	無料	秋田さん TEL 74-7248
パークゴルフ	2月19日(土)	一般	サン・ビレッジ	2月14日(月)	500円(1人)	濱谷さん TEL 74-4255 申込用紙(サン・ビレッジ窓口)
フットサル	2月6日(日)	一般男子	サン・ビレッジ	1月21日(金)	3,000円(1チーム)	草島さん TEL 64-1220

*注：一般はタイム申告制(市内在住・在勤)、ジュニアはタイム制(小学4年以上またはバッヂテストジュニア3級以上の市民の方)・市役所前から現地まで無料送迎バスが出ます。